社会福祉法人多摩育児会役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人多摩育児会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　この規程において役員等とは、法人の評議員、理事、監事をいう。

２　報酬は、役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（報酬）

第３条　役員等が理事会及び評議員会に出席した場合は、別表 1 により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務執行を行う場合であっても、別途報酬は支払わないものとする。

２　役員等が法人の業務執行を行う場合は、別表 1 により報酬を支払うことができる。

（交通費）

第４条　役員等が法人の業務執行を行う場合は、交通費を支払うことができる。

２　交通費は、原則として公共交通機関利用額相当額とする。

３　役員等が施設職員と兼務する場合は、第 1 項は適用しない。

（出張旅費）

第５条　役員等が、法人の業務執行のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

２　旅費は、実費相当額とする。

（退任慰労金）

第６条　役員等が退任する場合には退任慰労金を支給することができる。

２　慰労金額は、役員等在任月数に 1,000 円を乗じた金額とする。

３　現役員の在任期間は就任時に遡るものとする。

（慶弔見舞）

第７条　役員等の慶弔見舞等が事由が発生した場合には、別表 2 に定めにより支給することができる。

２　別表２に該当しない場合は、理事長が決定し理事会へ報告する。

（改正）

第８条　本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表１（日額）

名　称	報　酬	備　考
理事会出席報酬	7,000～15,000 円	理事、監事、評議員
評議員会出席報酬	7,000～15,000 円	評議員、理事、監事
監事監査報酬	7,000～15,000 円	監事
法人業務	7,000～15,000 円	評議員、理事、監事等

別表２

区　分	支給額	支給基準	備　考
お祝金	10,000～30,000 円	国の褒賞　30,000 円 大臣・知事賞　20,000 円 団体表彰　10,000 円	
見舞金	10,000 円	傷病、災害	
弔慰金	50,000 円	本人	香典、生花